



Wink Presents

身近なトラブル回避術

いろいろなトラブルが身近にひそんでいても、なかなか気付けないもの。そこで実際にあった様々な事例をもとに、トラブル回避法を学びましょう。

クレジットカードは支払方法を知って、計画的に利用しましょう

リボ払い[※]の仕組みはどうなっているの？

※リボ払い(リボルビング払い)とは…商品代金等の支払い方法の一つ。購入した商品などをあらかじめ定められた方法で算定した額で、一定の期間ごとに支払う。手数料は支払い残高に応じて計算し、加算される。以下、「リボ払い」と記載。

リボ払いのイメージ【支払額:月々5,000円コース(定額)・毎月、支払額+手数料を支払う】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用	 洋服を購入 40,000円	利用なし	 旅行へ 60,000円	利用なし	利用なし	 テレビを購入 80,000円
支払額		定額5,000円+手数料	定額5,000円+手数料	定額5,000円+手数料	定額5,000円+手数料	定額5,000円+手数料
支払残高	40,000円	35,000円	90,000円	85,000円	80,000円	155,000円
支払終了	8ヶ月後 (あと8回)	7ヶ月後 (あと7回)	1年6ヶ月後 (あと18回)	1年5ヶ月後 (あと17回)	1年4ヶ月後 (あと16回)	2年7ヶ月後 (あと31回)



【注意点】

- クレジットカードに毎月支払いをしていても、新たな買い物をするとう支払残高が増え、それともなう手数料もかさんで支払終了時期が延びてしまいます。
- 支払残高に関係なく定額を支払うものが多いですが、支払残高が一定額を超えた場合に毎月の支払額が増額するもの(残高スライド定額リボルビング方式)もあります。→リボ払いの仕組みをよく理解し、計画的に活用して買い物をしましょう。

相談事例



【相談者Aさんの場合】

「特典を受けるためにリボ払いへ変更したが、手数料についての説明がなく、結果的に損をした」

「家電一式を20万円で購入。その後、支払方法をリボ払いにすると2万円キャッシュバックするというカード会社の特典を受けるため、リボ払いに変更し、毎月5,000円ずつ支払うコースを選びました。その後、残額を一括で支払おうとカード会社に連絡をすると、思ったよりも支払済みの金額が少なく、最初は手数料ばかり払っている状態でした。リボ払いへの変更時にはそのような説明はありませんでした。」(30代女性)



【アドバイス】

「リボ払いは仕組みが複雑です。特典だけでなく規約も確認し、不明な点は説明を求めましょう」

「キャッシュバックやポイント付加、年会費無料などの特典があるとリボ払いを勧めるカード会社が多いですが、結果的に手数料の方が高つくかもしれません。インターネットで申し込むと重要な記載を見落とししたり、誤って操作しても気付かない場合もあります。リボ払いはカードの種類や支払コースによって金額が変更になるなど、仕組みが複雑です。利用する前に仕組みや手数料等を確認し、不明な点は説明を求め、理解してから使いましょう。」

「リボ払い」は、ココに注意！

●利用する場合は、リボ払いの仕組みをきちんと把握しておく！

リボ払いは月々の支払いが少額に抑えられるメリットがありますが、安易に利用を重ねると手数料がかさみ、後々支払いが困難になることがあります。利用する場合は利用するカードのリボ払いについて、その仕組みや手数料などをきちんと把握して、計画的に利用しましょう。

●定額のはずが支払金額が5,000円から20,000円に変更になった！

月々の支払金額を5,000円に設定していても、支払残高が設定された上限を超えると増額になる場合(残高スライド定額リボルビング方式)があります。リボ払いはカードや設定により、支払条件が異なります。カードの新規申込や自動リボ設定に変更する場合は、規約・表示をよく確認し、不明な点は説明を求めて、十分理解することが重要です。

●複数枚のカードでリボ払いを利用し、支払い困難に！

リボ払いは自ら増額を希望しなければ支払金額は少額のままなので、支払いが長期化して手数料がかさみ、支払総額が増えます。さらに複数枚のカードでリボ払いを利用していると支払残高を把握しきれず、結果的に支払い能力を上回り、多重債務に陥る一因になりかねません。安易な利用はひかえ、余裕があるときには支払金額の増額等を検討しましょう。

「この話、ちょっと怪しい?」と思ったら、まず相談を!

広島県の相談窓口 広島県生活センター

消費者啓発動画配信中 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videoaneru/>

広島市中区基町10-52

消費生活相談 ☎082-223-6111(商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など)

県民相談 ☎082-223-8811(結婚・離婚、交通事故、多重債務問題、相続・遺言など)

受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)9時～16時(12時～13時は休み)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

